護國女太平記

自拾
至貳

へ13
3555
4

早稲田大學圖書

護国女太平記巻之拾

目録

一 柳沢吉平氏名字を玉はる事
并 井伊掃部頭評儀の事
一 黄門光圀卿紋を更め身に付て仕かけし事
美濃守吉保の事

門 へ 13
號 3555
巻 4

早稲田 大學 図書館
昭 33.11.10 受
藏 書

護國女太平記巻之十

柳沢松平名字成給ふ事

並 井伊本多榊原評議の事

然るに柳沢出羽守ハ更女成かくへ以て同前薮田五郎左
衛門か娘より出たるし平蔵か娘十七歳なる大和小町
ともしおとらぬ美女なれハ更流石大さに悦ひ此女房
の名を若井女房の妹と申立名乗らしめへ以て元来
平蔵か其身ハ武士なれハ其者ハ一ト通りにて
なく奥向ハ御しく清聖ハと其大事れハ加賀と
其会を捷両ロ分当かしへ重く御威を取ひた

其早速吉里の旨拝しける 成へ参りける
総出されけるハ柳沢用人成にて待受は
将軍にハ松平右京大夫 稲垣対馬守なと御側
御小性衆御供して 柳沢より差出る
大人の輩 黒田豊前守 土屋出羽守 内藤丹波守 大
久保隠岐守 松平右京大夫 何れも一家として
上杉弾正少弼 細川越中守 松平伊予守 織田山城
守 亀井隠岐守 加須守 大久保加賀守 柳沢入魂
乃大名衆 面持の出迎 美濃守ならと
これら御前へ出て 而も出るハ何し
年始の御祝の外 将軍御成の節の事

御手柳沢が親なりと 将軍家の護持院僧正と
御成を申請るに 御献上して御出来なされ
御機嫌宜く 御酒宴を催し 今銀珍宝を
献じ 女中輝く 土産なとの品々 吹(?)京
その度の柳沢を尤 奥へ 今日は女総出
御覧あるへき 中上りに柳沢か 男方の若衆
出されて 松坊京都西陣の織物の衣
柳枝にて 姫達は京都より 引連れしと申
御厨にて 楊貴妃の扮にて 新(?)の間にて
宜か かくやは 上臈の外 女楽を出して
の者 難波方男女か 立烏帽子にて舞

て后を尊み求むる地理の女を求めらるゝ十人有り
並ぶ方なき楊貴妃の能娘ハ千ハ奥にのみ於
寵シテハ彼の相魔鄭修の鬢髪雲を鏡み
たる其の匂ふ容を一目見し迄に紅の粧ひ
蓬髪揚貴妃と云ふ是ぞ女の程の養女なれども
将軍兄弟ありの誅し外に大臣まで入り皆自ら繚亂
其妹并びに後に其座成る門を世上にて尊ぶ家に由
これに流れありに出曾をたて宴を催し秋並ぶ事
帝凡そ座して此座を成して朝し天下取りて
此場を地に落して連理の枝とうつし参る
宮の雨昔の楊貴妃是との

上に其の能将叛乱を起し其帝の側をかけて八月
明けし時此雲ほとうして乱を玄宗皇帝成りて
れなし此事とも思ひまゐらせ其雲を下し参らせ入れ七月の鑾
輿に出られ此能兄を退けりしと其かゝれがこれ
東屋へ入りたり其より乱海と成さ海の此程の後
還御の折りし楊貴妃参城さ御車しての
上ありて此跡なるを宗攝して奥へ送り給はり
其のまゝ此寵愛ありて宣政殿を廻りていとまし
此家相とりにおいまとめし此政務ハ一而に
此様なし更に此事の成りまして此謹云と
其の事とのあまきハ政局をかゝへ此館にかかりの

ある故非道何事も細工をなす者の方へかたむけしに御小性ハ本
より種々さまさま元来主家を立て喜多見若狭と云ものあり
思召に叶ひ武千石余にして御小性勤しの一万石余なり
この頃成上りの御縁にて仰有ける是迄一日に一度つゝ
御表へ出御有りしが若年寄桃養仕の事
御先格成しに或日ハ大奥より入にまかせ役人
御政事を弁じ其後出まし何卒隔日に成とも
出御有りて御政事を遊ばせらるへしと云上けれ
綱吉公大いに御感ありて偽は己まかせにて隙なしと云
立てし推参成る家長々治世なれば如何ハ忽満
及へし然共美濃守仁政をおもむき寸井ありけり

是成程といふ上にて御家の最中しが、それと松
平右京大夫も御預にて上方にて言る盛んにて右京の
うたかはしき事も是ありしに柳沢の子
息伊勢守は御母の弟なれハ昔若年寄と申すと
申合せし事も中々上にあれが　若年寄と御役替と
思召て柳沢ハ父子万石の松平称号免されたれは
御名家の一字を賜り羨れぞ柳沢を捨て松平美
濃守吉保と名乗り子息伊勢守ハ越前家の家と
きこゆる事ハいふに及ばず越前家の吉里とは名乗
諸侯御一統より上道の立身をしるハ何よりも著く
云ふさへ御座へも遠く成りし（ママ）なれは名家の子孫（ママ）

子息越後松平越前守と名のる事ハ越前家に嗣せり
されバ越前守少将忠直にハ将軍より御舅にあたれ
ハ越前守と称し守りき事成りたしかれとも正宗むしい
いかゞ未た御将軍家の幸をと思ひ不審なりし処に松沢
入魂なる人の事をいよいよ恐れ敬ひ従者共専ら相治
の使者へ一ツ若年市とならし成敗無へかの井伊とい
ふ事もと思へるは聞かり時より井伊掃部頭宅にて安部伊勢
守浦柳原式部大輔等人を招きて掃部頭中々の
典てく将軍御歳長しまへとも専ら御嗣君中なり
下されたハ将軍の御他界の事かなハ御貴君定らず
されバ中ハ諸侯不審に思ひ入るとあまた元大老酒井伊

雅楽頭酒井柳原なとハ外に勤めて先格としに今松沢
君の恵にありて重職に登る故我にくみしたり
吉保か輩と共に宮中の大禍を企てすへしとも同人にて
様思召により此式主君をしろしめす是より更に二度まで
御貴君の父なるをすておかれ是とも御あた方は招
及ぶ様也さて思召しと有られが雅楽頭ハ先の
御同様なる柳原とともに此議決し合せ御養君
の事をも甲府中納言綱豊公をぞ申されけるべきとて相すめし
継し云ひしと答られバ掃部頭云れハ甲斐
公の事ハ御父綱重卿ハ将軍の御兄なれが
家綱公の御嗣にも無かりしにても御早

世をば御子右馬頭綱吉公御兄君に成し参らせて
天下を統知し給ふは御甥の君ならん公兄君の御事
なきは甲府を御養君と申出されし嫡道なりしを
女の小成りし迎日云上にも及べし又そ申せしハ榊原
中将なとそ　御治世のたゞ続んと遠く思ひ退く給ひて
御身持ともし給ひ沢山候得は御秘具のみに法度成
若いまゝ武臣の外に幸中の事あるまじ　御目見
遠ざけ給ひ右の衆に云上を及ぼす事叶はず
柳沢が当時の有様をさへ知り給ふ事なかりし
けれは無体にも古き家の臣を閉ぢ参らせて妾
亀の秋にや君はなかりし事なれは此儀に

ましき事にや分け成し程の変事こそ出来んと申せしに弁子
一刻も早く御世継君を定め奉りて御後嗣の事も今に其
深く云ひつもり候を遊はされ候とて御出入なされ其上柳沢が
人々の御威が自然と成り行く其方様方尾と成らんと申せど本多
中務の大輔宗中が頭なれども心を寄せず中々思ひも彼是
新参の衆とて古き家柄の格別也とて退く思ひ事を
近く召し給ひ御面談の上御心を添へ推挙なし申せし事なれど
御目見にも事なく御沙汰の様子にて聞く所の事もなく
と申せし中井伊殿を始めとして御大老　御老中の衆
御中より取立て申させ給ふ　将軍も御承知
此の如く申し奉りて其後申されしにや御事

又の事ハ吉保に云含られしが其の内ゟ
ぬ躰にて其の儀出し帝ハ御事なれバ追て
愚案中に在ける所へ退出し事則

黄門光国卿致仕をかへ討事
并松平美濃守追放乃事

去程に西ノ丸様ハ思召の趣も御座候へ共御母君
御養所の方へも其比明寺なる女を御付被成せ
お其後追々肉通をせられ奥向の事ハ了ヒして
知るよしもなし然るに其所天御母君乃儀

将軍へ御召されけれバ奥へ立入給ひし所へ
事なされ御一覧の上知りし跡さらへ女房共をめしと
出シ御内せ候て吉保井伊掃部頭へ
御国元中にも何の沙汰もなく知らせと
云ければ吉保さして掃部頭存寄桂昌院
殿にても是非推参し此事井伊を
押込んと謀事を定し同十日乃
出御あれ甲府様の事御沙汰連枝
其一家事として御心得しかるべく御座候へ
西ノ丸御姫君の御簾中なし御台君と
御戚有て御事まつ宣ば御思召しれ

了然と申上　御台所の御方には　将軍様は
関白の娘にて紀州中納言綱教卿御息女は御思召とは
呼れし西の丸へ御連枝の甲府殿を御養子に紀州家には
御譲り給へと仰ありしを　御台所の御嫉
妬深くましまして実は甲府公と打合せ柳沢とて
御寵臣にして紀刀自と思召と云ふ女の気高く
深き姦策をめぐらし奸計にてひそかに女房おさめん
おもひ出る我若君の将軍になさば吉里殿は御出世と我子
の出丈と御申ありしと云ふなり
御前にて我若の方を御養子に成し申さう
と事を重んじ申けれ流石御ふかく御ため成事を

叶ふと仰せ空しく日を送り給ひけり　柳沢は
其儀をも惜しみに吉里君の事　将軍へ申上け度く
今にあらず然らば此方と水戸隠居光
圀と云ふ人も相談ありて後へしとおもひ
其儀は柳沢大人なれど勝れて驚かるる光圀殿と後
する所の寵臣の安堵の次第とも思ひ事ひ
隠居しの其の時はれ云ふ者に世せく
申さる先つ荻生徂徠の学者か合点せす
丈が譜代の臣として水戸殿と捨おき更に
常に一味もしまた其の深き謀が計事と云
とわし水戸光圀卿の乱心めきし御躰なりしハ井伊

掛物は田中法眼が筆にて御法然上人の讃 光
圀卿のあしく心得をおもひて筆すべし也 光圀
此事甲府の綱吉卿の御代に顕れ所なり
蓮と光之とあり我七十年成らん 家康の
孫なりしに江戸表へ…所行を云ふ…永
戸を出発して小石川に至る 法府あれて
来りて柳子をもつて…年寄荻生 惣右衛門
柳沢へ出入し…流石名将
あれをも…惣右衛門をめして…事を
何しも云ひ…惣右衛門 一味同心して…と申ければ
是を…己れ…思召されける

当時法…或日…家中へ…
果して…家中の…役人…
素子…柳沢…
しれ…一同…
惣右衛門…家中の…
柳沢…同家中…
これ…連中…
さし…
同家中…光圀…
惣右衛門の素子…
曽て…光圀…自分に…

中入の節段右衛門ハ加賀屋へハ安倍の録を喰はせ
術盛へ合をまねく一味して謀りさへ主人を乱心と
披露せし所云播同役の罪免しかバ是にて
自分ハ力攻抜大分さに切を多分出しれと思ふれ
又は能登守為め二十ヶ所の気も成し事甚ふに働きしに
段右衛門の妻子ハ国へ出しあれ右成段有る起一味
の者とも御吟味のうへ不残御改易御手当ハ屋敷
支配して治め支より離して御返遣所ハ何国
其上の振舞ハとかく合せ為し養濃守此事と聞て
大きに驚き段右衛門の所へ上を軽んずる者と
おし□まの様暗にて逃し大の下とハ植るへし

叶ふ事ハ百万石以上の大名と成り子孫の上にも如何
後栄を輝さんと家の栄えを儀をいひて桜田の屋敷にて
甲府公ハ御年十六歳 将軍ハ御年十六才なれバ御代継
なく我ものとも成し御養君の事にも無きに付御大名
紀州殿と国姫君の御縁組ハ御実子御誕生ありし故
おもてにも御参府にて御連枝の御続き大へに頼りに
御縁云中上意を御実子君へ御かんしやにてお定
てたし甲の所は云中にて御継と承上仕と返し候
迄して日々奉り甲府中納言綱豊公綱吉公に成り
出るに鍬清をして御世らく宜しく評判して下しと
御事なれバ然るにかかるもみ故にと之を

将軍ハ営ニ
井伊掃部酒井榊原以下人々と
早馬にて注進有けれは忽ち周章之騒きと成の
御前に出仕して加ふ女房共御宮ゟ大老はしめ
表のまき大事ならすにして内々にて注進有てして
調伏し毒害の事りて綱吉公に注進の仕合と
是とはしく調伏して自から将軍の御命を縮め天下の
三人とも互ひに語らひ事を謀りて不敬とやいふ人大悪
不道の人なれは是に仍て世を治むる物語也
ぞく〳〵あり

護国女太平記巻之十　終

護国女太平記巻之拾壱

目録

一 美濃守百万石の御朱印下さる事

一 護持院調伏の事

一 柳沢ハ大坂に蔵屋敷を立る事

一 淀屋に用金を申付る事

護國女太平記巻之十一

甲府百万石の朱印下さるゝ事
并 護持院調伏の弁

家宣甲府中納言綱豊卿と申奉るは其父甲府
宰相左馬頭綱重卿とて先将軍家綱公
の差次の御舎弟にて御二男右馬頭綱吉公
将軍には先将軍御世嗣なく綱重卿
[illegible]延宝[illegible]忠長根津
[illegible]大樹[illegible]共一家の忠成
[illegible]是非[illegible]終に誠を[illegible]

大酒と女色を常に入らせ給ひて御備金銅ふさらに弁
御短慮なる事多ければ御生害被遊ける
其御弟右馬頭綱吉公自然と天下を知しめし
延宝八年より御治世ましまして今に廿九年に及びけれ共
御世継是なし尤御実子御一方有しかとも御逝去小
さし御幸所の御様子に御誕生有る紀州御簾中と
成らせ給ふに依て御子なき故に御相談有て極
つき御甥君とならせらる先甲府綱重卿御子
御目見の後御家督となしませらる御初名虎松君
にて甲府中納言と是を称し十七歳にて御元服有せ
其後甲府御簾中は二條大府公御姫君にて

武人なり御寵愛家の代々御二男大奥に有て聞捨てし今
於家の御懐胎あれは是故御生長君と定め西丸へ
移らせ給ひて年寄御心にふかく御しんこんに相極けると
護持院隆光へ渡し地なふりに事をせ大中にて御守
不浄悪鬼を退んと祈り甲府公の人形を
拵へと包みて神文梵字御祈祷の札をかんせ
是を御居間の下に埋め調伏の
事ありける六味大明王の法を修しける逆文
まて呪咀肝要と入念さるに陽なく御不審
出来しに甲府公西の丸へ入らせ給ひ従二位右
大臣に任せられ御簾中は殊の外御悦ひ

なり御名を家宣公と改めらる御側衆には因幡守
小出山城守井上遠江守間部越前守なとしらへ
甲府譜代の面々立身出世して寶永
元甲申年十二月五日より本丸へ移り西丸附
の面々も立身出世中にも間部越前守は元来
御能役者喜多七太夫といふものゝ弟子にて
御小姓より召出され発明人なりけれは立身して
若輩の身にて五千石給り御側役と成りて御傍に
御加増五万石下され御側用人まて出世しける
柳沢を西丸へ移し世に間部が謀略と
取沙汰の聞えありとも 御諱の家宣公を

かの柳沢が企も石磨に用ゐられず退隠して
次の男へ退きけれは柳沢か御子にすりたる
乃擬ある綱吉公の御胤を出生し給ふ
誕生ありし綱吉公御名を家宣へと譲り若君の御母方
一族の者共に立身し女ともに甲斐守の
御内にて是に大事と悦び甲斐の
御代を後見し甲斐守の不存知にてかく
綱吉公の若君を甲斐守の
御母君西丸へ入れ給ひ御継
誕生ありしなと此ことも世に流布
せしかの甲府の若君の事

こうし給ひしく　将軍は古今に生れあつかひかしこくも
十五万石の将軍とならせ給ふ国主家つのかはりつき一生を
送らんとおもふ果報なる松の緑になほさかえ
すゑをたのしみ給ふ身を家臣と頼み
なぐさみ給ふかりの世の中に酒宴の
遊興にのみ乱行をなされ御身を危くせ
申しけれは　将軍御あいさつにもおよはれさせ給ふ
御きげんにそむきし由を申し給ふ
流石女子の身にて我子の行末を案し給ふ
に生まれし御身は表立ちて我か中に御意
まれとも忠義をつくし松平なる

御身は一字を賜はり追って大身に取立一国一城の
主となされんと思し召しに駿河甲府を召し上げ遠くへ追ひ上らせ
まつらるる又大将をなされんと思召し年々の仕
とて云なりし法体のおぼしめしは御意に叶ひ
給ひし御身の頼みに不便なる事もなく御聴に達し
きこしめし御代をしろしめす将軍と深き甲斐の信濃
両国を追って御法十万石の地を賜はり
勇猛なるものなれば甲府の主と定め
かゆへと思召し御心に叶はせ給ひ
上意にはいかなる地をも望みのままに
将軍家一両年内隠居して大御所となり給ふ

政事は西丸へ譲らんと云ふことを前将軍中付
へしかるに先甲府殿にある社参は延引し出習
中将へ返しぬ其出身の通り百万石にして
加賀国彼の大名の家次第しと給ひぬ酒とる
手に法の酒を許しかば木を給ひて当に法住くへと
歴代お家の仕来を奥をと廢ませる
法古同じ如くに欲とる大奥へ渡り翌日右の
其余下懐中しるる帰宅し世文書にて追
守れとて吉保之君に対して其外法外下にとて
入りこそ百万石ね国出し甲府へ
出習の物入りん先重役とゆくまける

東府番之と工夫し大奥は夏ちあれきは普しと云ふも
町家より運上を成らりの第一さ面しさも法奥や
法能将来や法経師法展才師法奇星師法
筆師こと外法易安通り運ことゝおり中ゆとし
日本橋南武丁目葵屋源三郎と云ふの山柳沢
利を取れぬのなり商人ことゝぬ酒や材木屋なと一割
乃運上にて上納し其生業をいとなみける勘定奉
行中手中丈を 将軍は法年様まで大切に
て仕よふしりと中行若年の頃許せよ犯る
入祭り小判国欠所とる新節に江戸近在の中姓
村ゝ云る事あり 百間四面の大小屋に成廻ゝて立被き

大段に扶持下されしに沈酔し給ひ絶しける事なかれ

此頃柳沢の威をかり悪業成り末代迄も大馬鹿の名

を取りし是のミ取りし々通用の金銀を交せしの

としぬ吹替へ町家に而いたす古金銀なとれあり

残まて通例となりハ新しく吹て又大判と公の者を拵へ

壱文を十文に用ゆる後に至り世銭停止了

こしらへ置る事らも仕出さぬ大悪人なり

柳沢大坂に蔵屋舗を建る事

并

淀屋に用金を申付る事

然るに将軍柳沢が女房の情にほだされましまして

甲府の城をあづけ追々百万石の地を下されん

との御内意有しを百姓ども数年の忠勤

なることなれば依て今度甲府の城を領し五十

万石のみは金銀様の発向の度難儀に免

と目なり家門同様の格なりしの一勤との

上意なり古来稀の事といふべし

甲府は恩地たる地にて一門歴々雖順来て

方角を以て綱吉公家宣八代続て将

明地永く領地と余仍如件

宝永元年

綱吉

甲府少将殿へ

めでたし家は栄れ甲府迎て世継す下々全
の今年時来て瑞運よし外備金銀を貯ゆるに
勿論京大坂まてにて町屋の宮を求めん九分まてある
家来を引連て京への相続の人をあつかりて用金
とやらん借へ人々年数を定めて大坂高京小出て
大坂の金銀をかりて横田利兵衛十五貫目を
請八山崎源吾丈中まて大坂を日本まて渡して
天徳の一人にて同前に難波の福者と称せし

小浜の淀屋辰五郎日本一の分限者にて格式の
町人なりしは柳沢大老の事にて江戸表にて評判
の仕合となりしに利欲をもて役人を頼み
し横田利兵衛辰五郎の代まで七と
やらの内々中村を渡し辰五郎の代にて七と
淀屋相続の事を請て又時の淀屋苦労して
ことに御公儀の事にて大家の事なれは当
年の淀屋家も全く百の事なれは立
と云われた事七年の何しも得かぬ事なれは
淀屋の最後也と云はれ今も浪花の人にて
淀大名方へ用立金凡百万両余升天満南

対し外出文箱を給へくかくして一両御用立
其節かねしかね候処此節雲八殿入来の節手代の
存分に申し主人より一通不申候中にて返答
御頼申し候処不届なる先立帰り主人より申付せ
是非三百両御用にて立しと弐拾両申しくも
恐れ入候御頼には是非に候私支配仕
此段不及申候と申渡し候処雲八は大きに怒り
三百両の借用にて万端の事にて何程の事もなん
これ私仮川面にて役所返の事却し候て人を催
しかる返答によし金子用立かねしと御申付
に付町役人共の下船迄へ掛合すて済候
表へ申尽し候無しと申しても大切の事は御座候ハヽ
商売しかねし候中は立帰り相談のうへ右の事申さん
とこそ状を過ぎ宿へ帰り相談しく金子五百両
掛合し両人で対面し候所もきのお相談仕
之趣商用をば今日一両にても残しお申付候今
手前にて調べ候様に致し返金は当面にて
候十日ほどにて催促として御用立のうへ是をも返し
かし候に付辰五郎成候処立御用金を相済
簿をも御覧にて店へ金子をも請取候様に御様子の
所へ雑用無しと北京をし候所何事にも申し候御支配
に下役にて京仕合とも五百両雲八利分相へ差しかへ

元禄柳沢下野ハ十五万石に成りたり元ハかるき身の侍
小身なりしが大名と成り外様衆人ハ取扱にて家
浪人なりける時ハかしこの浦にて宜しきを尋ね事しておく
此の侍挨拶してそ引暫く淋しく外聞悪けれ河らん
不遠五百両ツツ納めん法の事金子の数ハ済みて其ノ潤沢
江戸ニ而中とて市場など不遠仰付けたり是金子にて
七ツの御くらへ出て辰巳ノ方ハ番所ニ至り萱屋
新町へ入也肉売ときに住まひ金銀を氷の如く
未知ちりし勇気なる津田玄蕃と云医師笹
其の傳ニ尚浪人高橋源五八蔵の所へ通ひ藁をたべ
入道之様の見物ちりハ次之法酒に

太左衛門旦那ちりてあり立九郎の橋や其中に
しらひ綿帯ミ若く甚夫ぬ事ならひとまた〳〵文ミ
家裏ニ而て蘊の其の所を金子の紙の縄を
其の后ハ松平柳沢を賞ふ氷平條が桃花をかきつ大
黙れ浩を生き揃ニて蘊成奥縁し一をの茶れ場
花の松もて吊る高し其繋ハ川の東に在り辺こ寄り
少年へ手代衆七十両とい是を紙ニりれども心入を
しかうら清須町そ立七ちに居候しり紅を出せ
ら越夜勧衛を云く此の代中に申付ニ是人を連
く候中ハも武人ハ新丁ニ行辰巳寺ニ並べて
其見みる所恐智恵を作事無りし退に行と

ても内證は浅より両人顔を合せて人と共に
楽しみ未七年向ひ重子行衛あまれば旅掃出しの
氣しく勝る事下月中は三尺余五十両の金包なり
一包み式包みを取り当七十あまりて云ふ十月の欲心筋
一つすれども辰五郎を夢中に忽ち其年七を道
分の事と思へども我人共に子細の此代かまへ
内を申しも若輩の此分にて家宅の山中横丁居
御下人辰五郎母存じは年親類共の来り
下職共をわの事月は上浅猪ら悪性を
しゆ金銀を渡さは十年の下月十五両の内で
これにも五十一日よ格別の事を取いの日をうち候

借金と沢山に窮し其家は揚屋茶屋と長
者と噂し浅ましき事あまたあり催促として遠慮
しもなく居りし所に江浪花の材木数多
積登せける商人城下に名高き者と云
此の平野屋庄之助と云問屋に来り金子十五両と
新町にかかへしの東よりあじしに金銀をよ
家もしまれども辰五郎に及ぶ事なくし
すら無念の思ひ切て庄之助と相談し
大阪にて淀屋を長者と呼び金銀の数斗り
かかるしも中にも張合無益な事一向行ませ
方便しく彼の鼻はあのきんと從し行

護国女太平記巻之十一終

護国女太平記巻之拾弐

目録

一 大久保大隅守白無垢振袖の事

一 小池四郎右衛門重宗矢の事

一 美濃守老臣として歌詠じ候事

一 江戸表家物わかれの事

護国女太平記巻之拾弐

大久保大隅守白無垢を借る事

并 小池四郎兵衛金子を失ふ事

扨も浪人の中に手代七介と自由にて
さる者ありし長者の余所なき浪人の身あれども人に
其金子をなくしてせはしく立て云ふ志多く有ゆへ
うかうかと老は道しらず七月頃の事なりて
屋れ掃ちり [illegible] 余ありし [illegible] 代 [illegible]
[illegible] 伝 [illegible] 文八 [illegible] の [illegible] 屋 [illegible]
[illegible] に [illegible] を [illegible] 志の [illegible]

内らり掛し三十両なくては嫁さはぬか身代まる見
辰五郎大きにおもはく違ひ金子を借出さんとせし所
なりしをすべて根なし事人の是代ま事に
勘当請けるは我家を来りて談し当節妻追出す
今年其潤はやりて後に出七年振に沢山に處
昔に西川も限りなし老母もやもめと見えて
おくしもの身の今銀を借さは人を用ひし放つ物を
納先をこへり浪宮おりしとおもひは一向に嫁させ給ふ
節季まへはよくもしゆきまわり仕方なく辰五郎
振し出七年頼みし書れを放得法難しまち志し
迄の事おもはきは消して吟味をいたし上ま置

帳面消させ申すべきと整へ中途に立て又辰五郎は
我家なくして母親の立腹にて無きてくれし掛家く
拂ひをも首尾よく七年の文合せて取とよ
美やら揚屋とも何かきにて心も落しく二節彼の方
彼の家持奇妙に何のやうに消さんとしたる
受取方出ひ出おれは我妻文出さんとよ又
六百両なりしてこそ屋手なりしよ才覚
浪宮と何様の宮に揉合せて出しなは辰五郎
へ売渡方へを揚させ利息方合せ八百両はつへ
なりし今年一月に四貫の余をこそ年寄
我妻なまへにかくしの手文小金出てさへ放すなりと

思ひ二十あまりへだゝる十まりの有徳なる田舎育ち
吉兵衛といへるものかゝり此者ハ尾張のものなるがざん
ねん辰五郎か手前の不首尾ハ新町へ通ひけれどもところを
見兼て五合の百五拾両の手附わたし一年をかぎり
家ふいん萬引せは尚し金にきんもく淀屋へ古き様子を
咄し宿ハれ我妻となしてそのうへ辰五郎が物ハ
此事をきゝて弥しく己が女地になしてその一命の
たゞさひにてよりまた糸へ紛身へやと云て御命卒
急ニ身受なしられしと濃ぐ甚ニ皇じきいも私
辰五郎もこゝてふかきんと娘り急ニ身請さんと云へ
とし金を渡しより〳〵みだき来社だれ本證しるゆ

辰五郎か首尾なすしのハ洞けしことゝ今ニ身請へ
等ハ此刻ハ身代出七其身をなせれと接拶なる故
和身を見る處やうし十まり〳〵旧敷とらち茶や〳〵をいづ方
その後ハ走成も此ニ主也徳ニおそれける数〳〵もち
我妻粗見きとし身受人洞主所ハ命を捨んし
と云手形の附添ハ偏人とし家をせんどく云業
しる身代両人ハ内辰五郎へ〳〵差出ル物の宝物今の
鶴屋家も主代今の業権御ぞ人参取と為來
澄ひ〳〵金ニ百両ニ交判なしに辰五郎也様より
洞ハあれども其内ハ両手〳〵以て證方法まて
主猶の外しへそます勢法相勢せ御用金こうしるゆ

氏神なる大宮松平西濃守殿へ給仕せし火急の災と
いふ事より普請小池喜三郎来りて云ふ悩る事出て金子
三千両借用したる横沢五八を柳沢役人方へ仕へ
辰五郎ハ母の事ハ取上け置つる事ニ訴状を認め
證文の上にも金子を受れて金子にも拵書を文
出きんとけん々ならぬしるのの悟ひ事ニ付て西濃守
大坂の役人衆ハ甚有徳成る町人なりと聞しを云て
云ふより金子を借用し返済せり淀屋辰五郎代半七
斗より拵造り取りて辰五郎拵書を文
しまれ共用捨なく尾張しく息子の子を取りあくるの
ます揚屋の郎事出来ハ是ハ立ちのひ申すも貳日程

帰りかけ乗寄りしに酒をのみし離れて其侍家の
世の中にかくも在成る事ハ上着は小袖をぬき出事
所望と古城代松平周防守殿の町同心本金の
衣裳つけて行違ひに見れ白むく拵えし町人への給
袖口より鬼の通りし中へ何者かつかみ寄せたる所
淀屋辰五郎と言へる者ニて取を書付ニ上られ
二條町奉行大久保大隅守殿へ此儀を給仕申し
早速召寄せられる辰五郎ハ何事か出来ると只代様
出る用事に白無垢を差しけると思ひし所ニ方ハ
行方よりも御免ありて白むく差し書付を問ひ来りし
ハ辰五郎を法と申し近着物なる上を五代勘定衆

恐ながら辰五郎小袖屋の事ハ先祖ゟ申して
御公儀様御代々蒔絵御用被仰付武具并
御札并日用達被仰付上方大阪町中にて外ニハ
不届な町人なれハ蒔絵御用の事なく其上
格別な御用被仰付候事 諸武家方大名屋敷も二男
其外御用并諸家様分限帳等に役儀を勤め候
大夫に任しそれハ御用ハ不叶其大名高家の
家中へ御役向きなどと申す儀事 製法様よりなり
御家長袖を格別なる事ハ御様躰 夫まで
襟袖を繕ひ候て御物を召し候か御祝の儀
以て金銀并町人の身として成の由直と申すな

事上ハ決して吟味も仕方不届也として吟味の中
入牢申付るまでの様子に此者大坂中に隠れなく
小池四郎兵衛呼出し加勢金と申すまで
其後其外成りて御先達て済し辰五郎加
下ゟ成り候上は御用金二ケ月限りに相済候
御返済の儀無之候と云ふなれど当方并横田利兵
衛ニも役人ハ様子を聞き此方より辰五郎か下ハ役
所へ申し上げ御用金ニハ是を云ふ事ハ辰五郎入牢
申付 役人共大きに怒り右方証文を取り立てに
美濃守内ニて横田利兵衛と申す者利を借りて
申し上げ右を求め御無心まで先方に対面

せし者は多し其節此人は大坂へ下りし則横田村
に来りて是成の者へ対面して云事なれば四郎右衛門は
驚き是を承知せしぬ大変辰五郎同りて
出生侍となり真に遠慮し其許様なる是
家しと云ふされ其子内が稀には淀屋と呼来りて
節同道せし身代をも吟味仕らんといへども珍敷
他し打まは此方は谷をかへりかゆる事し事其
方こそ進らしむ其家代は物此噺して首相は町奉行
へ引渡し実否を糺さんと四郎右衛門ら速に淀屋の
身代闕所宗衛に入言推捕吟味の末
三千両を此者の入用金と備り様書された借文を候

珍奇なる事出来る事并

柳沢殿不行状の事

并 江戸へ家財取寄する事

扨も淀屋辰五郎事は如何なる前世の因果にや
其上に母は今年様書も有備は始めし事
相対し祖事に罪を定し人成る罪人と引きまん
る事親類とも詮方なく此成り行く事なれば云共
淀屋の此高家へ対しは其儀に事なれば江戸
へ向け御大老松平定信の委細申届

中古にハ辰五郎若年なれども一旦ハかれに着り
数多の金銀をつひへ捨る事天下に法度を蔑に
世に罪ニならしむる諸侯の時服を掠め捨劫へ
着し其次町人の身分にて白無垢を着し事
上をおそれざる故不届ニつき美濃守入用金と
偽り大名より二千両借受し知行を貯
さまく死罪にもなるべき所彼是之
於て町人とし当時の法政道行届きし故
押て此身を所持し辰五郎若
年の身代を私欲にして取り給ひし故本家
死罪に行ひ辰五郎ハ　御先代の軍用の金

差上し大功ありしを其処の傷々罪を赦し
大坂三郷構の闕所申付られ江戸表へ召上
御用ニ立るべし此中にも見て〳〵淀屋ハ皆この宝
財を蔵しはかり大金の為に奢りの始まり其もと
家財の闕所しかも金銀を取込し宝物を　将軍に
献らんとせし領主の所ニ持出て彼の財を取上られ
この浪花にて長者と崇められし淀屋の家栄へし時
事いかなり家財の始まり辰五郎大坂をも治る八
備へ主殺し身代勤めし家の官職を
清林五八以上五人ハ千日ニ於て獄門に晒す
法は辻にて此世の世俗の流行に

おゐてハ大ぐし云媚らし其名ハ是迄より天道人と成て
いよ〳〵此者華奢なりおもて飛出り是ハ極沢の
為しれぬからの悪事成りし主君をたぶらかし
諂佞百民をしてとし為めたりに成り下に淀屋
母の代より人しれぬ辰五郎を出し給ふのなりぬ家
金銀を後を費し當用ハて一銭の文とし都ニ無
分別して金銀を借請使ふハ辰太の家督と
失ふ見為と思ひ殺つゞきしに却て主人を出世
之辰五郎ハ陽に於て父の心しみ何事にハ社家
と成し來世の御所ありて淀屋覆
本し寺境ある〳〵し

一 真金ノ鶏　一番
是ハ玄宗皇帝寵愛し家に傳り有時ニ一聲を發して宝となれバ世に宝と云傳ふ淀や
一 徽宗皇帝筆掛物
対一ッ宝物なり
一 幅
是ハ墨絵の鶏之唐土一の名筆之画七ッ時分
大の画賊の如く朝の七ッ時ニ生ると記
加徳の名気有てハ十合ともに求がたし宝
とも使ひ金鶏と申二枚宝なり
一 珊瑚珠の簪　一枚
一 蘭陽官様風　弐ッ

一 咸陽宮の張屏風　双
一 千枚分銅　是は太閤秀吉公より拝領　个
一 印子の風車　一ツ
一 金銀の雀　十六羽
一 黄金の佛　二十躰
一 黄金の薬罐　壱ツ
一 同じく灌子　壱ツ
一 同じく茶入　壱ツ
一 同じく茶碗　壱ツ
一 珊瑚珠百万遍の珠数　壱連

一 変珊瑚珠　拾本
一 白金の椀　廿人前
一 伽羅の膳　七人前
一 唐物碁盤　一面
一 黒檀の碁笥　弐通り
一 金銀の碁石　弐通り
一 金の手水鉢　壱ツ
一 硝子砂子障子
一 掛物の類　廿八枚
但し狩野古法眼雪舟法印金岡土佐の　三百四十幅
光信長信又兵衛の筆其外大和繪画く

一 唐阪大毛氈 二品ニて 四拾八枚
一 同 小毛氈 四百五十枚
一 刀脇差 七百腰
但し七拾弐腰折紙付之
一 三條小鍛冶宗近作 一腰
一 鑓長刀 三拾七本
一 有金 拾弐万両
一 有銀 八百五十貫目
一 家屋敷大坂ニ而
大 十弐ヶ所
中 拾六ヶ所
小 五拾六ヶ所

一 堺ニ而 十ヶ所
一 伏見ニ而 十七ヶ所
一 京都ニ而 三拾ヶ所
但し何れも百間口より十弐間迄之
一 伏見ニ 田地七町 和泉ニ 田地八町
一 丹波ニ 同 九町 河内ニ 同 四十八丁
一 八幡ニ 同 弐百石
一 諸大名ニ貸金證文 弐万貫目
一 町家ニ貸付銀借入合 九百三拾貫目
一 御用金 八万両

家康公より御朱印下されし依所ありし御證文の
代りとして金子百両八幡社田地弐百石寄附の
鏡ともなし御朱印状下げ置せし
由へて家老縁する所とどもし御合力と下さる其外は
八幡宮の社家と成しなり其後藤屋市右衛門は
淀屋の家名を下され一銀五百貫一級の
年寄職代町年寄ゟ御編成し事となれし
其の下々には金子を借しぬ銀を掛出しよ
るは宮仕えとして家内一家来の世に流れしとや
また小池四郎左衛門儀は二千両といふ大金を
加判まで貸し与ふ事甚だ兼思ひあらく

寛川と陸り有し事其上二千両を損失し
と称り是則宝永二年五月中旬の事なり
しかるの中

護國女太平記巻之拾弐 終

日比谷
深浦

加州 橋立 清